

長崎県立大学佐世保校附属図書館公開規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、県民に対し教養の向上と専門的な調査研究に資するため、長崎県立大学附属規程（昭和48年長崎県立大学規程第10号）第1条及び第6条の規程に基づき長崎県立大学佐世保校附属図書館（以下「佐世保校附属図書館」という。）の所蔵する図書、資料を一般公開するため必要な事項を定めたものである。

(利用資格)

第2条 佐世保校附属図書館を利用出来る者は次の各号の1に該当する者に限る。

- (1) 県内に居住する15歳以上の者
- (2) 県内の事業所等に勤務する者
- (3) 附属図書館長が許可した者

(公開日)

第3条 佐世保校附属図書館は次の日を除き公開する。

- (1) 休館日
- (2) 大学の定期試験期間
- (3) 図書館長が特に必要があると認めた日

(利用時間)

第4条 佐世保校附属図書館の公開時間は、午前8時30分から午後10時までとし、土曜日は午前9時から午後5時までとする。

(利用申込)

第5条 附属図書館を利用する者は、「利用申込書」（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

(利用の許可)

第6条 図書館長は、前条の申込書に基づき適格と認めたときは、申込者に図書館利用者カードを交付する。

(利用期間)

第7条 図書館利用者カードの有効期限は、当該年度末までとする。

(閲覧場所及び貸出期間)

第8条 利用者は、図書及び資料を、図書館内で閲覧のほか、本学の教育研究に支障のない限り、2週間3冊以内の範囲で図書館外貸出を受けることが出来る。

(調査参考業務)

第9条 電話、文書による図書、資料の調査参考業務は行わない。

(複写業務)

第10条 本学所蔵の図書資料（貴重図書等を除く）に限り、必要箇所の複写業務を行う。

(遵守事項)

第11条 図書館を利用する者は、図書館運用細則その他諸規則を守り、係員の指示に従わなければならない。

(準用規定)

第12条 この規程に定めるもののほか、帯出できない図書の範囲、紛出図書の弁償等
その他必要な事項については佐世保校附属図書館運用細則、同施行細則を準用する。

付 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

平成5年4月1日改正

平成5年5月1日改正

平成9年4月1日改正

平成11年1月6日改正

平成13年9月5日改正

平成17年6月1日改正

平成17年7月7日改正

平成18年4月1日改正

平成20年4月1日改正